

小鳥のさえずりが聞こえる緑の公園墓地

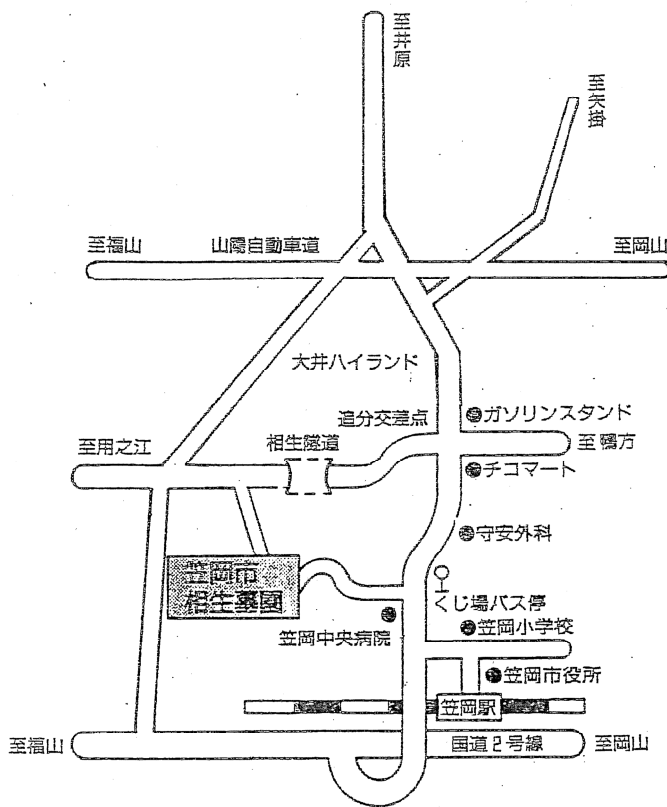
笠岡市相生墓園

ご案内

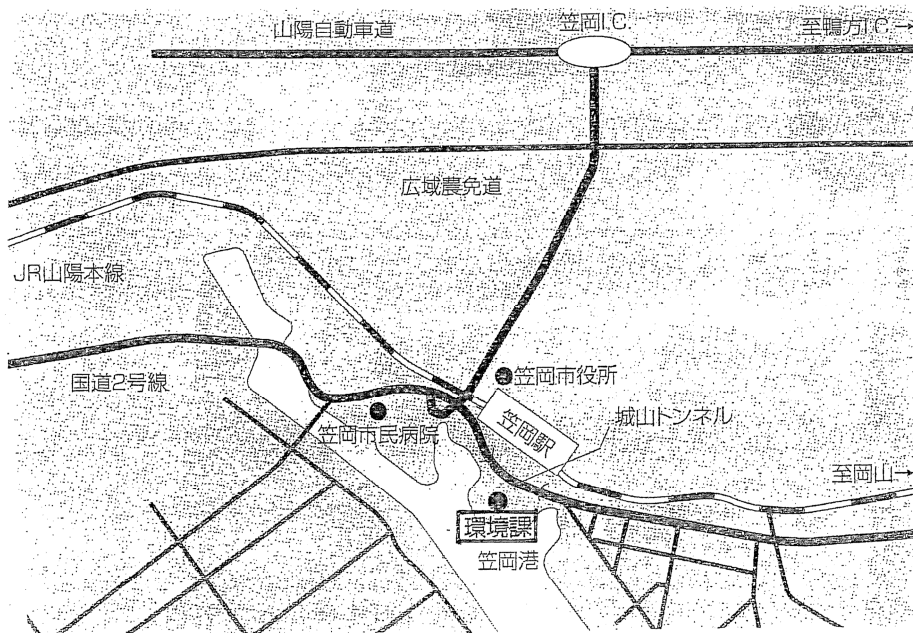
笠岡市市民生活部環境課

☎ (0865) 62-3805

相生墓園 位置図



- アィクワ中央病院を西へ900m
- 相生隧道、西口を南へ800m



笠岡市相生墓園の概要

- 設置者 笠岡市
- 所在地 笠岡市笠岡6002番地の11
笠岡市笠岡6002番地の19
笠岡市笠岡6002番地の20
笠岡市笠岡6002番地の26
笠岡市笠岡6002番地の39
- 規模 総面積 60,560㎡
- 墓所の面積

	墓所面積	区画数
・一般墓域	4㎡	456区画
	5㎡	87区画
	6㎡	616区画
・特別墓域	総面積	1,872㎡

★永代使用料

(単位：円)

	面積	普通地	角地
一般墓域	4㎡	400,000	440,000
	5㎡	500,000	550,000
	6㎡	600,000	660,000
特別墓域	1㎡につき	120,000	132,000

★管理料は、1㎡当たり年額1,000円とし、3年度分を前納していただきます。

※管理料について、令和8年度分4月1日から管理料が1㎡当たり年額1,000円に変更となっています。

この管理料は、墓園の管理、清掃等に使用します。

(ただし、使用区画内は各自での管理、清掃となります。)

※年度の途中で使用許可を受けたときの管理料は、月割計算によるものとします。この場合において、使用月数に1箇月未満の端数があるときは、1箇月とし、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

1 申請方法

- (1) 笠岡市相生墓園使用許可申請書に申請者の住民票等を添えて、申請してください。
笠岡市以外に居住されている方は、笠岡市内に居住している満20歳以上の方を代理人に定めて、笠岡市相生墓園使用代理人選定届に、代理人の戸籍の抄本、住民票及び許可証を添えて、届け出をしてください。ただし、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町及び広島県福山市に住所がある方を除きます。
- (2) 受付後、納入通知書をお送りしますので、使用料及び管理料を納入期限までに納めてください。
- (3) 使用料及び管理料を納入後、笠岡市相生墓園使用許可証を交付します。
笠岡市相生墓園使用許可証は、大切に保管してください。

2 墓石建立

- (1) 工作物の設置につきましては、墓所工作物等の範囲及び設置基準により制限があります。工作物の設置等の許可を受けるときは、笠岡市相生墓園工事許可申請書に、使用許可証及び設計図面を添えて、申請してください。
笠岡市相生墓園工事許可書の交付を受けてから施工してください。
- (2) 工事完了と同時に、笠岡市相生墓園工事しゅん工届を提出してください。
工事中又はしゅん工検査の結果、違反した事実があるときは、工事の中止又は変更を命ずることがあります。

工事設置基準

区画	墓石の設置数	盛土の高さ	囲障の高さ	墓石の高さ	背後境界線との境	かん木の高さ
4㎡区画	1基	0.3m以内	0.8m以内	1.8m以内	0.3m以上	0.5m以内
5㎡区画	1基	0.3m以内	0.8m以内	1.8m以内	0.3m以上	0.5m以内
6㎡区画	1基	0.3m以内	0.8m以内	2.0m以内	0.3m以上	0.5m以内
特別墓域	制限なし	0.3m以内	制限なし	制限なし	0.3m以上	0.5m以内

※区画内周囲を石材、ブロック又はコンクリート等で縁石を構築する場合には、指定境界線から1cm以上ひかえること。

3 納骨について

納骨をするときは、笠岡市相生墓園埋葬・改葬届に、火葬許可証又は埋葬許可証、使用許可証を添えて、届け出をしてください。

他の墓地から笠岡市相生墓園へ改葬される場合は、事前に改葬許可申請が必要となります。

4 その他

(1) 分割納付

笠岡市相生墓園使用料分割納付申請書を提出してください。分割納付に係る期間は、10箇月以内とし、その回数は10回以内となります。分納納付の場合は、5%の増加使用料をあわせて納付していただくこととなります。

(2) 管理料の減免

生活保護法の規定による生活扶助を受けているとき又は特別の理由があると認めるときは、管理料の減免を受けることができます。御相談ください。

(3) 墓所を返還する場合は、原状に回復し、笠岡市相生墓園返還届に使用許可証を添えて、届け出をしてください。

・使用料等の還付

墓所を未使用かつ使用許可を得た日から1年未満で返還した場合

この場合、未使用とは、当該使用者が墓所内に埋蔵又は改葬を行っていないこと、かつ、第12条別表に規定された工作物等（まき石）を設置していないことをいいます。

使用料 納付の額の5割相当額を還付する。

管理料 返還後につき、月割計算により還付する。この場合において、月数に1箇月未満の端数があるときは、1箇月とし、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

墓所の使用許可を得た日から1年以上で返還した場合

使用料 還付しない。

管理料 返還後につき、月割計算により還付する。この場合において、月数に1箇月未満の端数があるときは、1箇月とし、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 使用の承継

墓園の使用を承継する場合は、笠岡市相生墓園承継許可申請書に、承継者の住民票、前使用者の笠岡市相生墓園使用許可証を添えて、申請してください。

(5) 使用者又は代理人の住所及び氏名の変更

笠岡市相生墓園使用者住所等変更届に、使用許可証及び住民票を添えて、変更の日から14日以内に届け出をしてください。

(6) 使用許可の取り消し

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがありますので、御注意ください。

- 偽り又は不正な手段により使用許可を受けたとき。
- 許可を受けた目的に違反して墓所を使用したとき。
- 許可の条件に違反したとき。
- 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
- 使用料等を納付しないとき。
- 法令又は笠岡市相生墓園条例若しくは、この条例に基づく規則に違反したとき。

(7) 使用権の消滅

次のいずれかに該当するときは、墓園の使用権は消滅しますので、御注意ください。

- 使用者が死亡し、祭りの承継者がいないとき。
- 使用者が住所不明となって7年を経過したとき。

(8) 墓所の管理

使用墓所の清掃、墓石等の管理については、各自で行ってください。

(9) お供えについては、鳥などの被害がありますので、できるだけお持ち帰りください。